

浜松市と東京海上日動火災保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定

浜松市（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、浜松市の地方創生の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な連携と協力をするることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、喫緊の課題である人口減少を克服し、地方創生の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、保険業法その他の法令に反しない範囲で連携して次の各号に掲げる事項について取組むものとする。

- (1) 地域産業力の強化に関する事
- (2) 労働供給力の開拓に関する事
- (3) 結婚・妊娠・出産・子育ての支援に関する事
- (4) 安全・安心なまちづくりに関する事
- (5) にぎわいの創出に関する事
- (6) 支えあいによる地域社会の形成に関する事
- (7) その他、地方創生の推進に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

3 乙は第1項各号に定める事項の一部を乙のグループ会社及び代理店に実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中であると有効期間終了後であるとを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年1月26日

（甲）浜松市長

（乙）東京海上日動火災保険株式会社

浜松支店長

鈴木 康 友

小川 義 文